

8水漁第596号
令和8年7月29日

日本漁船保険組合 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和8年熊本地震による漁業被害に対する迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について（依頼）

この度の令和8年熊本地震により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握とともに、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

8 水 漁 第 596 号
令和8年7月29日

全国漁業共済組合連合会 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和8年熊本地震による漁業被害に対する迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について（依頼）

このことについて、別添のとおり各漁業共済組合の組合長理事に依頼文を発出したので、御了知いただくとともに、共済事故が発生した際には、貴連合会においても再共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

⑤

8 水漁第 596 号
令和 8 年 7 月 29 日

各漁業共済組合 組合長理事（別記参照） 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和 8 年熊本地震による漁業被害に対する迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について（依頼）

このことについて、貴漁業共済組合におかれまして、漁業協同組合、県庁等の関係機関と連携しつつ、迅速かつ適切な漁業被害状況等の把握、損害評価、早期支払い等が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別記

福岡県漁業共済組合 組合長理事
佐賀県漁業共済組合 組合長理事
長崎県漁業共済組合 組合長理事
熊本県漁業共済組合 組合長理事
鹿児島県漁業共済組合 組合長理事

8 水 漁 第 596 号
令和8年7月29日

各漁業共済組合 組合長理事（別記参照） 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

令和8年熊本地震による漁業被害に対する迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について（依頼）

このことについて、貴漁業共済組合におかれまして、漁業協同組合、県庁等の関係機関と連携しつつ、迅速かつ適切な漁業被害状況等の把握、損害評価、早期支払い等が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別記

福岡県漁業共済組合 組合長理事
佐賀県漁業共済組合 組合長理事
長崎県漁業共済組合 組合長理事
熊本県漁業共済組合 組合長理事
鹿児島県漁業共済組合 組合長理事